

自然災害・気象情報に関する対応

1 暴風、強風、大雨に関する気象情報に関する対応

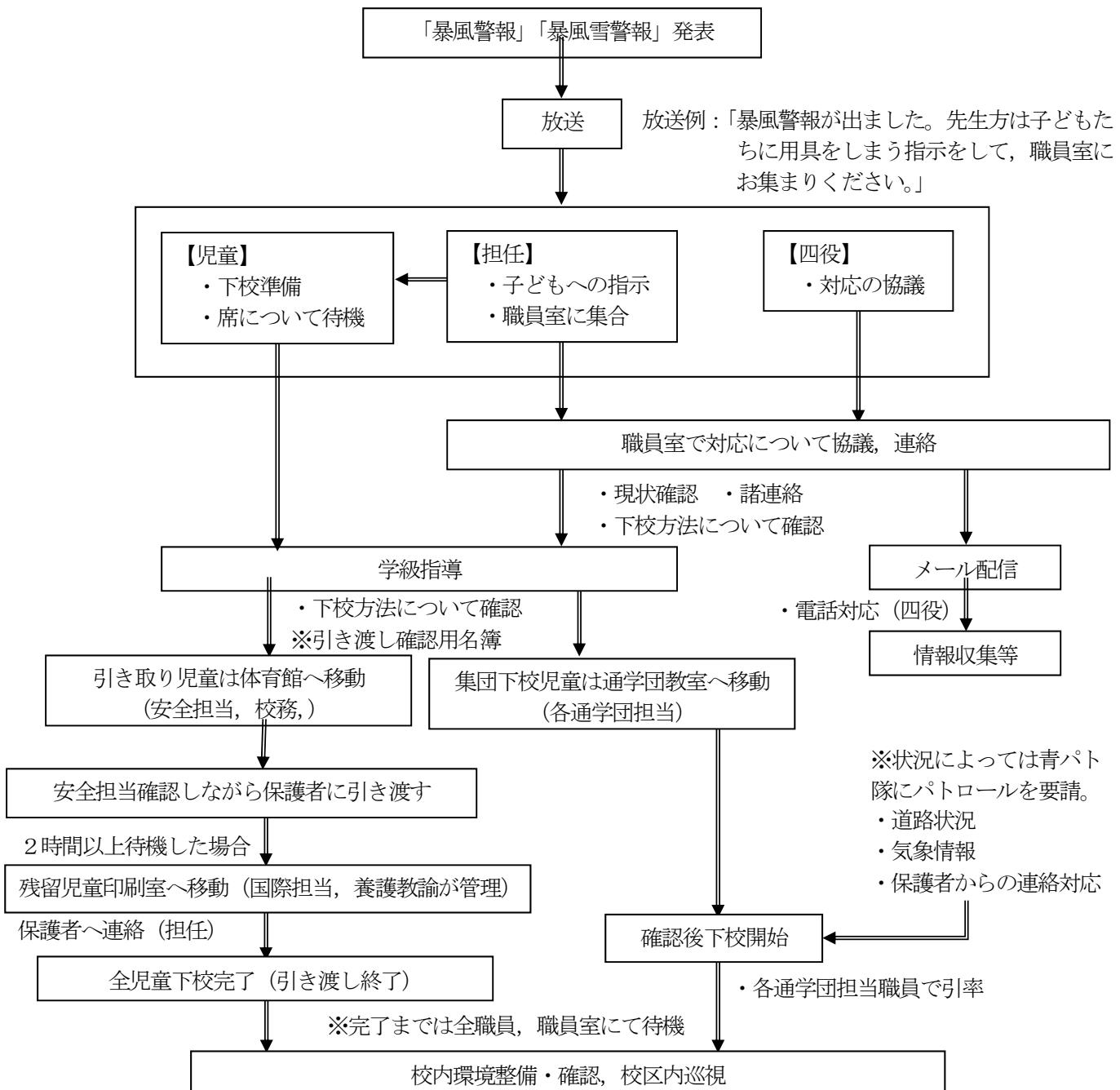
- 「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「波浪警報」「高潮警報」が発表された場合の授業等の実施等について

登校前	<p>1 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行う。 ◆ 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は授業を行わない。(休校) 《例》 5：40に解除されたとき …… 平常通り 6：10に解除されたとき …… 授業は行わない(休校) ◆ 必要に応じて中学校区内の小中学校と連携をとる。 <p>2 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」発表の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 原則として平常通り授業を行う。 ◆ 状況に応じて授業の有無、授業開始時刻を決定する。 ◆ 必要に応じて中学校区内の小中学校と連携をとる。 ◆ 保護者が子どもの安全を考え登校を見合わせると判断した場合、校長が合理的な理由と認めたうえで欠席扱いにしない。 <p>3 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3(「高齢者等避難」)が発令されている場合…「大雨警報(土砂災害)」「洪水警報」「大雪警報」など、何かしら出ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 通学路等の状況等により、授業の有無、授業開始時刻を決定する。原則として、平常どおり授業を行う。 ◆ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合(例:早期注意情報で「警報の可能性が『中以上』」には、前日までに市教委が臨時休校を判断することもある)。 ◆ 保護者が子どもの安全を考え登校を見合わせると判断した場合、校長が合理的な理由と認めたうえで欠席扱いにはしない。 ◆ 道路等の破損、増水等がはなはだしく、通学に危険があると思われるときは、安全が確認されるまでは登校させない。 ◆ 状況によって、登校が危険と思われる場合、登校以前に授業の有無、授業開始時刻を決定し、メール配信などにより、学校から各家庭に連絡する。 ◆ 必要に応じて中学校区内の小中学校と連携をとる。 <p>3 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4(「避難指示」)が発令されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日授業を行わない(臨時休校)。 ◆ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合(例:早期注意情報で「警報の可能性が『中以上』」には、前日までに市教委が臨時休校を判断することもある)。 <p>4 警報等は発表されていないが、大雨等で登校が心配される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6時に四役は出勤し、通学路等の安全確認を行う。 ○ 必要な場合は、メールで職員の早出を要請し、可能な限り各通学団の登校を見守る。
	<p>5 ○ 原則として、そのまま登校し、登校後の対応をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路等の破損、増水等がはなはだしく、通学に危険があると思われるときは、引き返し、帰宅して待機する。 ○ 職員は通学路を巡回し、安全の確認をする。
	<p>6 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 台風の中心位置、進行速度および方向、気象状況等により判断し、全児童を安全に帰宅させると判断したときは、当日の授業を中止してすみやかに下校させる。メール配信などで保護者に連絡し、4月に保護者より提出されている、警報発令時の下校方法に従う。 ◆ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保する。学校に残した児童は、校内の最も安全な場所に集め、その旨を家庭に連絡する。 ◆ 下校を希望している家庭においては、該当児童のみ通学班で集め集団下校させる。 ◆ 引き取りを希望している家庭においては、保護者又は保護者に代わる方の引き取りがあった児童は、保護者を確認の上、直接引き渡す。 ◆ 保護者又は保護者に代わる方の引き取りがない児童は、引き取りがあるまで学校で保護する。
	<p>7 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」発表の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 原則として平常通り授業を行う。 ◆ 状況に応じて授業の継続または中止を決定する。中止する際は、児童を校内に留め置き、安全を確保する。 ◆ 下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、メール配信などで保護者に連絡する。暴風警報発表時と同様に、警報発令時の下校方法に従って下校させる。 ◆ 保護者不在の恐れがある家庭には、学校から確認のための緊急連絡をする。
登校後	

	<p>8 大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3（「高齢者等避難」）が発令されている場合…「大雨警報（土砂災害）」「洪水警報」など、何かしら出ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 気象状況を把握するとともに、交通機関及び通学路の状況等を判断し、授業の継続または中止を決定する。 ◆ 状況の悪化が見込まれるときには直ちに授業を中止する。中止を決定した場合は、児童を校内に留めおき、安全を確保する。 ◆ 下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、メール配信などで保護者に連絡する。暴風警報発表時と同様に、警報発令時の下校方法に従って下校させる。 ◆ 保護者不在の恐れがある家庭には、学校から確認のための緊急連絡をする。 <p>9 大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4（「避難指示」）が発令されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 直ちに授業を中止し、避難行動に移る。 ◆ 児童を校内に留めおき、安全を確保する。 ◆ 保護者にメール配信などで連絡し、引き取りにきてもらう。
下校中	<p>10○ 原則として、そのまま注意して下校する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路等の破損、増水等がはなはだしく、通学に危険があると思われるときは、引き返し学校で待機する。 ○ 職員は通学路を巡回し、安全を確認する。
その他	<p>11 「○○注意報」が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平常どおり授業を行う。

「暴風警報」「暴風雪警報」発表時マニュアル

—登校後に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合—



①放送連絡

例：「暴風警報が出ました。先生方は子どもたちに用具をしまう指示をして、職員室にお集まりください。」

②児童：用具をしまい、下校準備・着席をして担任を待つ。

職員：職員室で現在の状況、引き渡しについての確認事項、諸連絡を聞く。

メールで児童引き渡しのため、迎えの依頼についての連絡を出す。

③担任：引き渡し確認用名簿を準備し、教室での児童の安全を確保しながら待機させる。

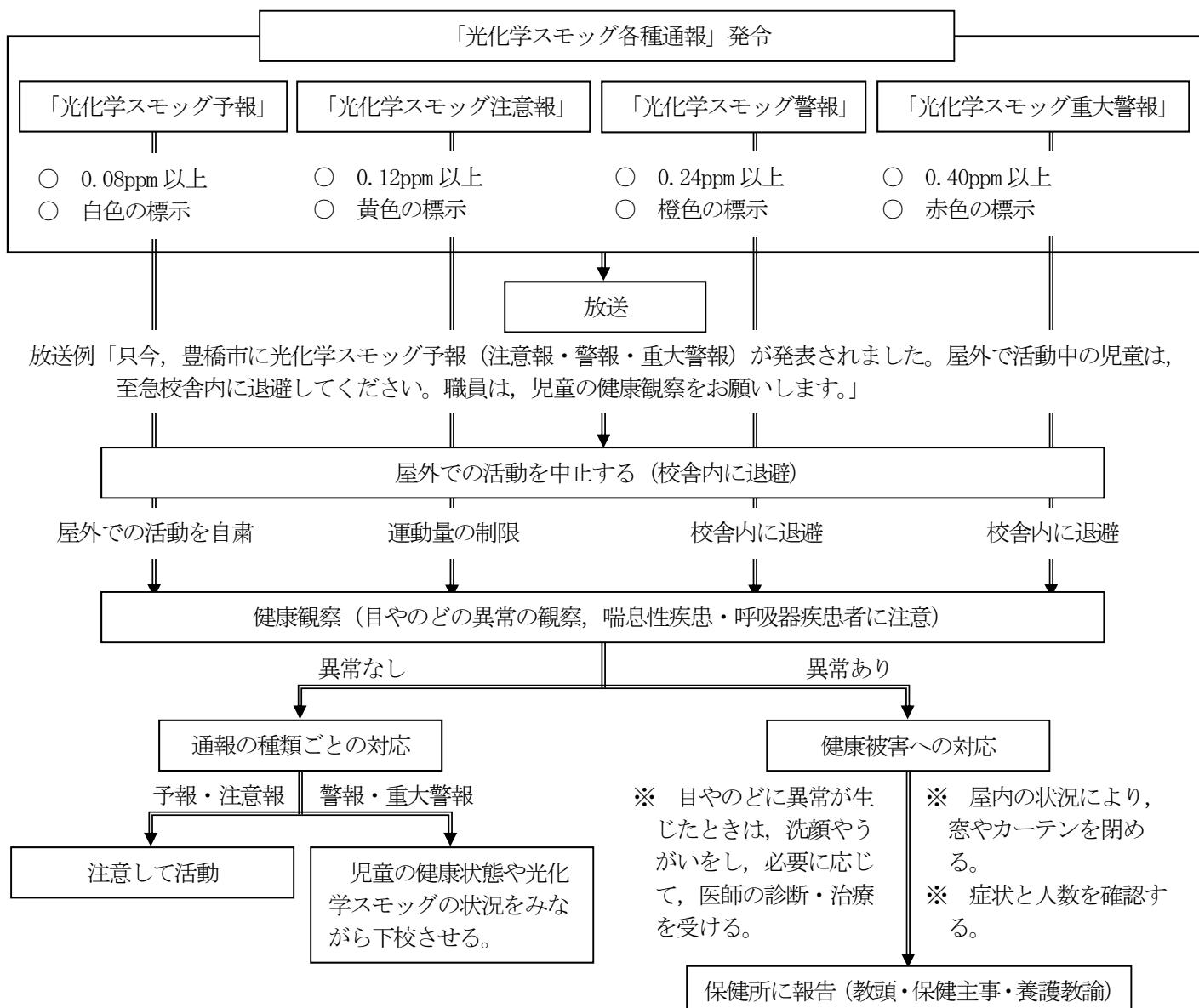
下校の支度を確認し、保護者への引き渡しを待つ。

④担任：迎えに来た保護者、又は保護者に代わる方を確認し、名簿でチェックしながら確実に引き渡す。

※引き渡しについては、警報発表から1～2時間程度を目安とする。事情で引き取りが遅くなつた(2時間以上待機)児童については、印刷室に移動させ、緊急連絡先に電話などで連絡をとり、引き渡しを待つ。

2 「光化学スモッグ警報」等各種通報発令時の対応

－「光化学スモッグ予報」「光化学スモッグ注意報」「光化学スモッグ警報」「光化学スモッグ重大警報」が発令された場合の対応について－



日常の管理

- ① 家庭に対する理解と協力体制を確立しておく。
- ② 教職員及び、学校医・学校薬剤師・保健所等と連絡を密にし、協力体制を確立しておく。
- ③ 被害者の大量発生に備え、洗眼・うがい設備及び、薬品・休憩室の整備をしておく。
- ④ 発令中の標識を整備しておく。
- ⑤ 教室内のカーテンを整備するとともに、窓の開閉が十分できるよう点検をしておく。
- ⑥ 特異体質者・呼吸器疾患者の確認をしておく。
- ⑦ 予報・注意報等発令前でも、異常者が発生したときには、運動の中止など適切な措置をとる。
- ⑧ 校外で学校行事を実施する場合、責任者は適宜情報を把握し、適切な指導をするとともに、被害を受けたときは校長に連絡する。
- ⑨ 対外競技等で予報・注意報・警報・重大警報が発令されたときには、主催者の指示に従い、適切な措置をとる。
- ⑩ 学校管理下で光化学スモッグの被害を受けたときには、学校安全会の給付対象となることを職員に熟知させておく。

3 「竜巻注意情報」「雷注意報」発表時の対応

